JSIA－M1001

# 配電盤類の安全に関する
# ガイドライン

1995年　(平成 7年)　5月　　制定
2008年　(平成20年)　3月25日　確認

社団法人日本配電制御システム工業会

# 配電盤類の安全に関するガイドライン

## はじめに

平成７年７月１日から施行されたＰＬ法（製造物責任法）は、全文で６条からなる短い法律であり、その骨子となるものは次の二点である。

１）製造物の『欠陥』により他人の生命、身体、財産を侵害したときは損害を補償しなければならない。

２）『欠陥』とは、通常予見される使用形態で、通常有すべき安全性を欠いていることとされており、製品の欠陥を責任要件とするルールを新たに立法化したものである。

ＰＬ法において製造業者に課せられた最も重要な責務は、次の三点である。

① 社内体制の確立

② 製品安全の具体的実施事項

製品の安全確保に当たって最も重要なことは、設計面で危険を排除し、本質的に安全を確立することである。第二は保護カバー、安全装置、安全機構を設けることで、設計上や技術的にできない場合又は費用が掛かり過ぎて経済的に馴染まない場合に適用する。第三は警告ラベルで、これは最後の手段として使用しないほうが望ましく、多用は避けるべきである。

③ 製品安全に関する教育

本ガイドラインは、日本配電制御システム工業会会員企業が、製品安全の確保に当たって、遵守すべき基本事項（社内体制の確立、製品安全に関する具体的実施事項、市場対応等）について述べる。

## １　社内体制の確立

各企業は製品安全に関する企業理念を明らかにし、製品安全に関する社内組織の確立、業務の分担、安全基準の策定等を行い「製品安全は企業経営において最も優先させる」旨の「製品安全方針」を明示して、全従業員に周知徹底するように努める等、全社的に製品安全体制を構築する。

## ２　製品安全に関する具体的実施事項

### ２．１ 契約時における安全の配慮

#### (1) 規約条件の確認

製品仕様書等の規約条件については、契約当事者間で十分な検討を行い、特に定期点検が必要な機器や耐用年数が問題となる機器等の製品安全に関する項目について取り決めを行う。

#### (2) 責任分担の確認

製品の欠陥に起因して、契約当事者以外の第三者に損害が発生した場合の、その解決や費用分担についても取り決める。

### ２．２ 企画・開発・設計段階における安全確保

製品の安全に係わる多くの機能、性能等が決定される企画・開発・設計段階では、下記の製品安全を実施する。

#### (1) 製品の危険予測の実施

製品の設計に当たっては、諸安全基準に適合させることはもとより、安全性向上のため研究開発や改良に努め、次により当該製品の危険予測を行う。

① 製品の流通から、使用、廃棄迄の過程の各段階における危険予測を実施する。また製品の劣化状態における危険予測や環境に与える影響も加味して検討する。

② 設計の初期段階において、顧客の実際の使用方法を考慮した上で、想定される使用条件下（製造として意図しない使い方、改造等も含む）での危険予測を実施する。

**⑵ 製品の有用性と危険性の比較判断**

製品の検討にあたっては、当該製品の社会的有用性と当該製品から発生し得る危険性とを比較検討し、製品化の妥当性判断を行う。

**⑶ 安全性に関する技術水準のレベルを設定**

① 関連する法令･規格類のリストアップと法令、公的規格に適合させる技術的検討を行う。

② 製品の安全性に関する技術水準は、同種類・同価格帯の製造物の安全性の水準若しくは合理的な価格による代替設計の可能性（例：洗濯機の脱水槽は回転が止まらない内に手を入れて負傷する可能性がある、蓋を開けると回転が止まる代替設計は合理的なコスト増の範囲内で達成可能である。）等を考慮して業界の水準を下回らないこととし、更にこれを上回る水準の確保に努める。そのために安全技術に関する情報収集・調査に努める。

**⑷ 安全の確保**

安全確保は設計的手段で対処することを優先し、警告表示は最後の手段であることを認識し、被害の可能性の度合いにより、以下の手順で危険の排除、軽減、警告を行う。

① 危険予測によって、当該製品に危険の発生が予想される場合は、設計面で当該危険の排除を図ることにより、本質的な安全を確保する。

② 本質的な安全が確保できない場合には、必要に応じて、保護カバー、安全装置・機構等で危険性を軽減する。

③ 危険発生の余地が残る場合には、警告ラベルや取扱説明書での警告等適切な措置を講ずる。

④ 有害物質や危険物質を含む材料等は使用を避ける。やむを得ず使用する場合は、関連法規、公的規格等を調査し、適切な危険防止、環境対策を行う。

## ２．３　製造･検査段階における安全確保

**⑴ 調達**

原材料や部品の購入及び製品の全部又は一部を外注する場合、製品の安全確保の観点から発注先に必要な措置をとるように要求する。

**⑵ 製造**

製造に当たっては、要求される安全レベルを確保するための管理基準・作業指示書、製造設備・ジグ・工具の整備とその維持管理を行うとともに、製造上の原因により安全性が損なわれることがないように、工程の管理方法を明確化する等の必要な措置を講ずる。

**⑶ 検査**

製品の使用状態を考慮して、検査基準の設定、検査方法の決定、検査技術・検査機器の維持管理を行う。

## ２．４ 保管、包装・梱包、輸送、組立・据付・調整段階における安全確保

**⑴ 保管、包装・梱包、輸送**

製品の破損等により、製品の安全機能が損なわれることや、作業者及び周囲への被害が発生しないように保管、包装・梱包、輸送の段階において必要な防止措置を講ずる。

**⑵　組立・据付・調整**

当該製品のおかれる環境条件や使用条件に配慮し、製品の安全機能が損なわれることや、作業者及び周囲への被害が発生しないように組立・据付・調整に際して必要な防止措置を講ずる。

### ２．５ 保守･点検･修理段階における安全確保

保守･点検･修理の実施に際して製品の安全機能が損なわれることや、作業者及び周囲への被害が発生しないように必要な作業基準や作業マニュアル等を整備する。定期点検の必要なものは作業マニュアル等にその頻度、範囲等を明記する。

### ２．６ 中古品、廃棄段階における安全確保

中古品を販売する場合は、製造物責任法の対象として新品に準じた製品安全対策を施した上で販売する。製品の廃棄段階における有害物質の発生回避、廃棄処理方法及び処理作業等、製品の廃棄に関連した安全確保のために必要かつ適切な措置を講ずる。

## ３　市場対応

製品を出荷又は引き渡した後に、製品に欠陥が存在することが判明した場合には、顧客に対し、危険回避方法を周知させるとともに、在庫品を含め当該製品の修理、調整、回収等の適切な措置を講ずる。

## ４　事故原因の解析と再発防止措置

万一、製品に起因して事故が発生した場合には、その原因を究明、被害の拡大防止及び類似事故の発生を防止するために必要な措置を講ずる。

## ５　情報管理

製品の安全に関する技術、情報等を蓄積するとともに、必要な情報の点検、保管、廃棄等の管理に適切な処置を講ずる。保管期限については、製造物責任法における１０年間の責任期間を考慮しつつ、資料の重要性に応じた保管基準を作成しそれに従って保管する。

## ６　製品安全に関する教育

製品安全に関する思想を各部門に周知徹底させるために、製品安全対策の重要性及びその実施方法について社内教育を実施し、必要に応じて啓蒙活動を行う。

## おわりに

ＰＬ法は被害者の立証責任の軽減化、製造業者・消費者の製品安全に対する意識改革等様々な効果を持つものと期待されている。

しかし、配電盤類の電気設備は法律や技術基準に基づいて製造しており、従来から安全には十分注意しているため、何が『欠陥』であるか、何処に『欠陥』があるか、を一概に指摘するのは困難である。そのため、それぞれの企業が自らの力で、製品の安全性を高める以外に方法がない。

今後、判例を重ねていく中で配電盤類とＰＬ法との関係が明らかになっていくものと思われる。

以上

**参考資料**：「重電機器の製品安全に関するガイドライン」 (社)日本電機工業会 平成７年１月 発行

## ◇ 資　料

**製造物責任法（平成6年法律第85号）**

**（目的）**

**第1条**　この法律は、製造物の欠陥により人の生命、身体又は財産に係る被害が生じた場合における製造業者等の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

**（定義）**

**第2条**　この法律において「製造物」とは、製造又は加工された動産をいう。

2　この法律において「欠陥」とは、当該製造物の特性、その通常予見される使用形態、その製造業者等が当該製造物を引き渡した時期その他の当該製造物に係る事情を考慮して、当該製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。

3　この法律において「製造業者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一　当該製造物を業として製造、加工又は輸入した者（以下単に「製造業者」という。）

二　自ら当該製造物の製造業者として当該製造物にその氏名、商号、商標その他の表示（以下「氏名等の表示」という。）をした者又は当該製造物にその製造業者と誤認させるような氏名等の表示をした者

三　前号に掲げる者のほか、当該製造物の製造、加工、輸入又は販売に係る形態その他の事情からみて、当該製造物にその実質的な製造業者と認めることができる氏名等の表示をした者

**（製造物責任）**

**第3条**　製造業者等は、その製造、加工、輸入又は前条第三項第二号若しくは第三号の氏名等の表示をした製造物であって、その引き渡したものの欠陥により他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、これによって生じた損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が当該製造物についてのみ生じたときは、この限りでない。

**（免責事由）**

**第4条**　前条の場合において、製造業者等は、次の各号に掲げる事項を証明したときは、同条に規定する賠償の責めに任じない。

一　当該製造物をその製造業者等が引き渡した時における科学又は技術に関する知見によっては、当該製造物にその欠陥があることを認識することができなかったこと。

二　当該製造物が他の製造物の部品又は原材料として使用された場合において、その欠陥が専ら当該他の製造物の製造業者が行った設計に関する指示に従ったことにより生じ、かつ、その欠陥が生じたことにつき過失がないこと。

**（期間の制限）**

**第5条**　第３条に規定する損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び賠償義務者を知った時から３年間行わないときは、時効によって消滅する。その製造業者等が当該製造物を引き渡した時から 10 年を経過したときも、同様とする。

2　前項後段の期間は、身体に蓄積した場合に人の健康を害することとなる物質による損害又は一定の潜伏期間が経過した後に症状が現われる損害については、その損害が生じたときから起算する。

**（民法の適用）**

**第6条**　製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治２９年法律第８９号）の規定による。

**附　則（施行期日等）**

1　この法律は、公布の日から起算して１年を経過した日から施行し、この法律の施行後にその製造業者等が引き渡した製造物について適用する。

**（原子力損害の賠償に関する法律の一部改正）**

2　原子力損害の賠償に関する法律（昭和３６年法律第１４７号）の一部を次のように改正する。第４条第３項中「及び船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和５０年法律第９４号）」を、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和５０年法律第９４号）及び製造物責任法（平成６年法律第８５号）」に改める。

この資料作成に関与された委員の氏名は次の通りである。(敬称略、順不同)

**品質・ＰＬ特別委員会　品質技術員会**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 主　査 | 櫛田　博恭 | (愛知電機製作所) | 委　員 | 相澤　文雄 | (白川電気製作所) |
| 副主査 | 安田　文雄 | (関西支部事務局) | 委　員 | 大谷　高一 | (大崎電気工業) |
| 委　員 | 栗原　武光 | (森井電業) | 委　員 | 一柳　孝義 | (中立電機) |
| 委　員 | 中田　恵三 | (宇賀神電機) | 事務局 | 加藤　忠雄 | |
| 委　員 | 加藤　昌彦 | (川崎電気) | 事務局 | 青柳　義昭 | |

この資料の確認に関与された委員の氏名は次の通りである。(敬称略、順不同)

**技　術　部　会**

| | | |
|---|---|---|
| 委員長 | 渡辺　光康 | (大崎電気システムズ) |
| 副委員長 | 白川節太郎 | (白川電機製作所) |
| 副委員長 | 別川　　稔 | (別川製作所) |

**技 術 委 員 会**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 委員長 | 戸村　雅義 | (遠藤電機) | 委　員 | 栗原　秋正 | (山陽電研) |
| 副委員長 | 小笹　博由 | (豊電子工業) | 委　員 | 本田　雅照 | (山英電機) |
| 委　員 | 高橋　達夫 | (月寒製作所) | 委　員 | 上塩　　充 | (正興電機製作所) |
| 委　員 | 福田　利明 | (山形電機製作所) | 事務局 | 木賊　勝信 | |
| 委　員 | 熊谷　保憲 | (因幡電機製作所) | 事務局 | 横田　茂雄 | |

この配電盤類の安全に関するガイドラインは、平成20年3月に確認し、複写したものである。
なお、資料：製造物責任法（平成6年法律第85号）は平成20年の確認時、追加記載したものである。

---

平成20年3月25日　発行

発行所　社団法人日本配電制御システム工業会
〒105-0012　東京都港区芝大門2丁目10－2（黒田ビル）
電　話　　０３－３４３６－５５１０
ＦＡＸ　　０３－３４３６－０７３８

---